廿日市市無電柱化推進計画

令和６年１２月

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

目　次

1. はじめに

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

2-1. 無電柱化の目的

2-2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

2-3. 無電柱化の整備手法

3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3-1. 低コスト手法の検討

3-2. 地上機器設置の工夫

3-3. 新設電柱の占用禁止、制限

4. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

4-1. 広報・啓発活動

4-2. 無電柱化情報の共有

5. 無電柱化の推進計画の期間と整備目標

5-1. 廿日市市における無電柱化の現状

5-2. 無電柱化推進計画の期間

5-3. 無電柱化の整備目標

1. はじめに

電線類を地中へ埋設するなど無電柱化については、昭和 60 年代初頭から計画的に取り組まれてきており、一定の整備が図られてきていますが、その水準は欧米はもとよりアジアの主要都市と比較しても大きく立ち後れている状況です。

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきていますが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっています。特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレジリエンス強化も求められているところです。

このような状況を踏まえ、無電柱化を強力に進めるため平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下「無電柱化法」という。）が定められるとともに、国において平成 30 年に無電柱化法第 7 条の規定に基づく「無電柱化推進計画」が策定されたのち、令和 3 年 5 月に改訂がおこなわれたところです。また、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」により電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が進められるとともに、訪日外国人をはじめとした観光需要が再び増加することを見据え、観光地等において良好な景観を形成していくことが求められています。

そこで本市では、「災害時の道路空間の確保」「安全で快適な歩行空間の形成」「都市景観の向上・観光の振興」の観点から無電柱化を推進していくため「廿日市市無電柱化推進計画」を令和６年１２月に策定しました。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

2-1. 無電柱化の目的

道路上の多くの電柱は、歩行者の通行の支障となるとともに、都市景観も損ねており、災害時においては、電柱が倒壊し道路を寸断する恐れがあるため、無電柱化の推進が求められています。本市におけるこれまでの無電柱化の整備は、無電柱化の整備手法のひとつである電線共同溝による整備のほか、自治体管路方式による整備が進められてきたところです。

無電柱化にて道路上の電柱をなくすことにより、地震や台風などの大規模災害発生時における電柱等の倒壊による道路の寸断防止などの「災害時の道路空間の確保」や、歩道幅が広くなり、高齢者や車椅子・ベビーカーを利用する方の安全な通行空間が確保されるなどの「安全で快適な歩行空間の形成」、電柱や電線をなくすことによる「都市景観の向上」や「観光の振興」を目的に整備を進めています。

2-2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

無電柱化の推進については、「災害時の道路空間の確保」「安全で快適な歩行空間の形成」「都市景観の向上・観光の振興」の観点から進めていく必要があります。 市民と関係者の理解や協力を得ながら無電柱化によって安全や安心を保ち 良好な景観が形成される魅力あるまちづくりを推進していきます。

本市は世界遺産である宮島があるまちであり、「伝統的建造物保存地域」に指定されているエリアがあります。また、令和５年 10 月より「宮島訪問税」の徴収を開始したところですが、令和５年の宮島の年間来島者数は過去２番目を記録するなど、重要な観光資源としての価値を有するまちでもあります。

そのためにも「持続可能な観光地域づくり」を重点にとらえ、歴史的町並みにふさわしい景観形成を図るため、無電柱化に取り組みます。

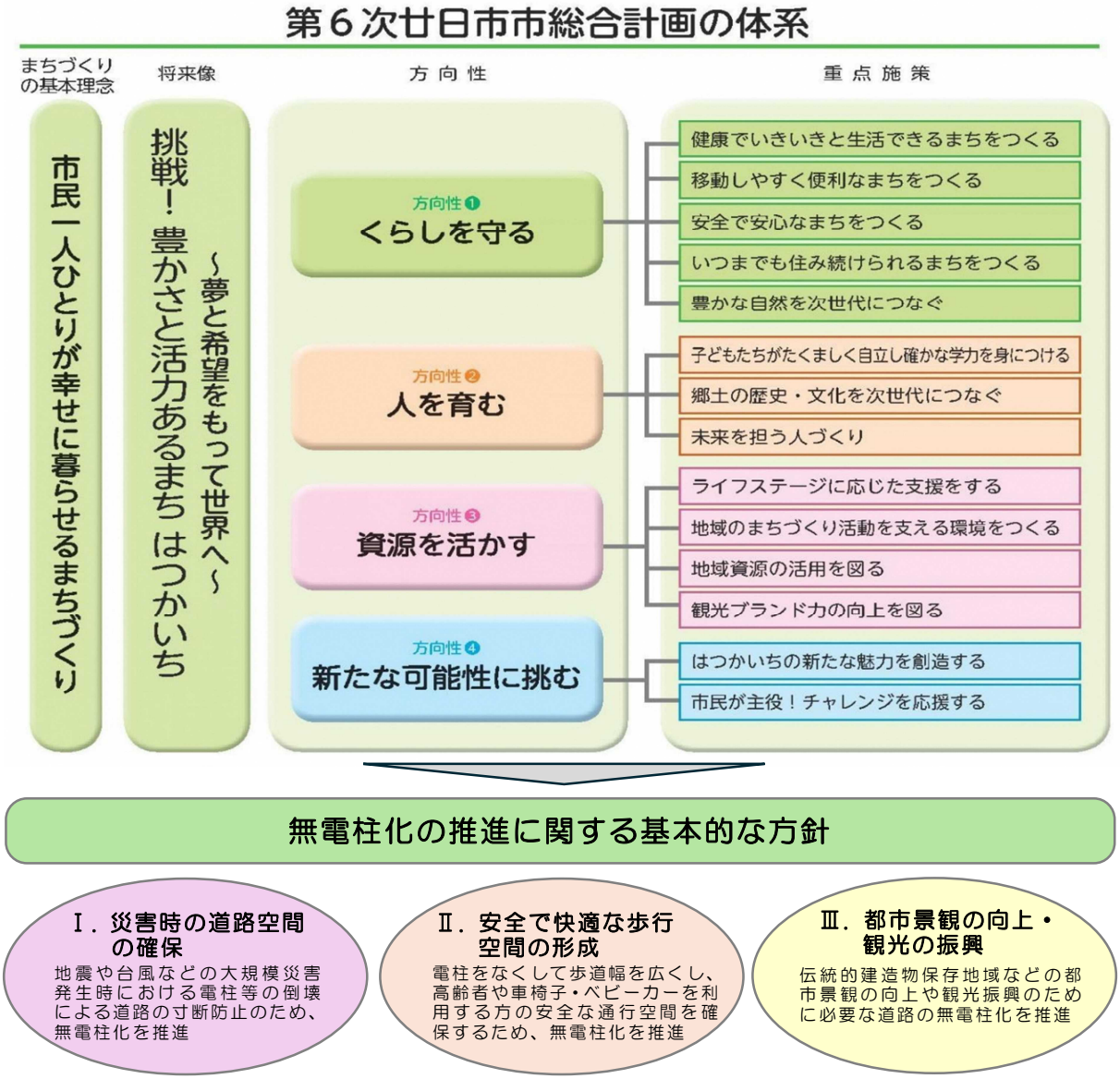

2-3. 無電柱化の整備手法

無電柱化の構造は、電線類を地中に埋設する「地中化構造」と屋側配線・迂回配線等の「非地中化構造」に大別されます。これまで無電柱化は、「電線共同溝方式」により進められてきましたが、現地の状況に応じて関係者が連携し、様々な手法を活用してより安価な手法にて整備していくことを基本として、地域の実情に応じて以下の構造及び手法により実施します。

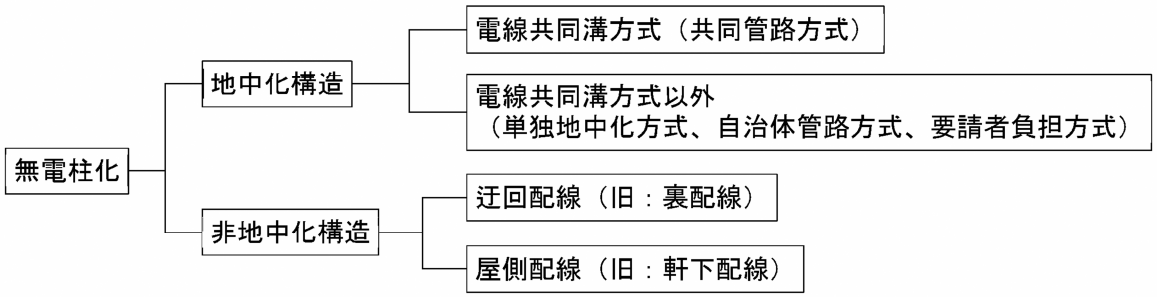

図　道路の無電柱化手法

１）無電柱化の構造（地中化構造）

①管路直接埋設構造（管路構造）

円形または角型の管路と、分岐器・接続器・地上機器等が設置された特殊部により、地中化を行う構造手法です。

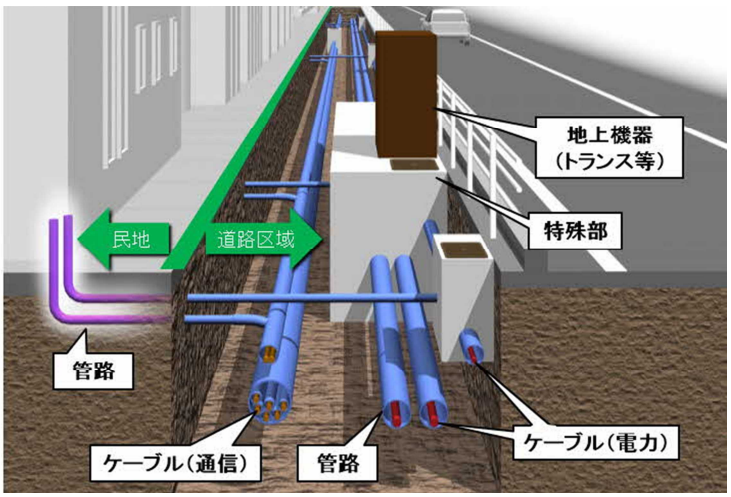

（国土交通省 HP より）

②小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に低圧電力線と通信線を同時収容することでコンパクト化する構造手法です。

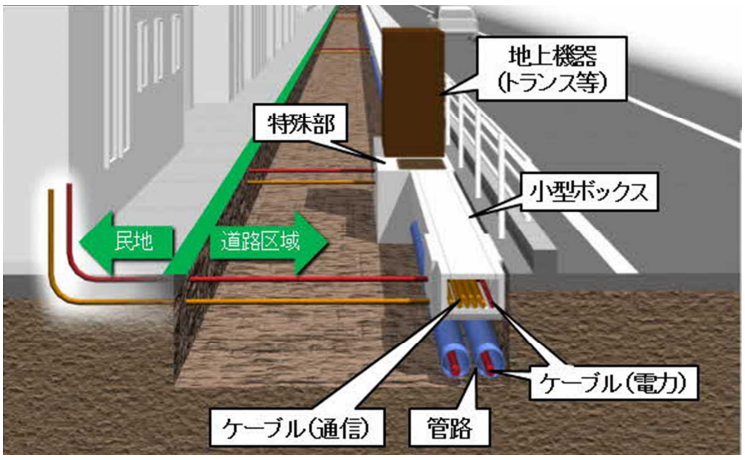

（国土交通省 HP より）

③ケーブル直接埋設構造（直接埋設構造）

ケーブルを地中に直接埋設する方式。管路や小型ボックス等の電線類の収容部材が不要となるほか、掘削断面が小さくなることから、低コスト化の可能性があります。

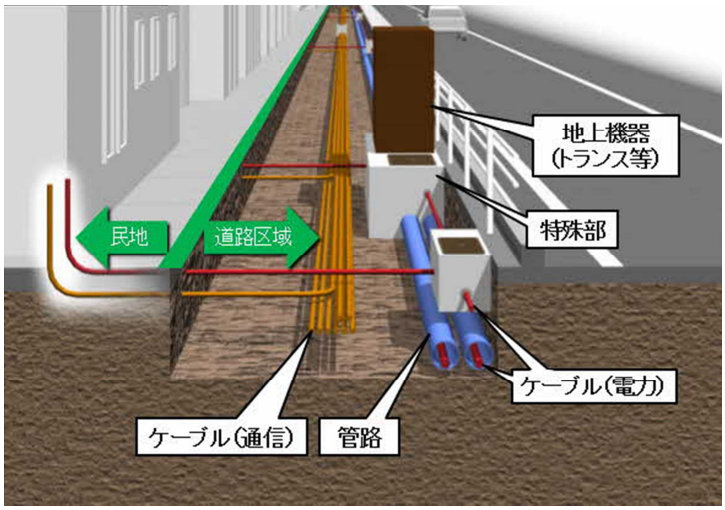

（国土交通省 HP より）

2）無電柱化の構造（非地中化構造）

①屋側配線（軒下配線）

建物の軒や壁面等を活用した電線の配線等により、無電柱化を整備する構造手法です。

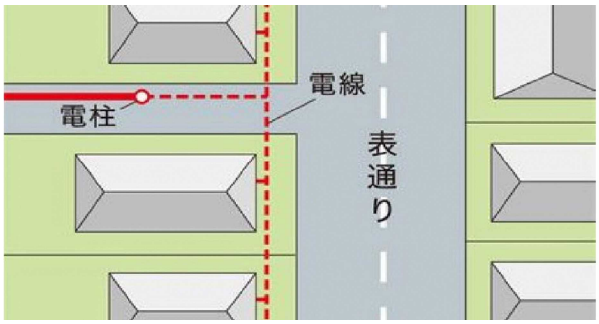

※「無電柱化のコスト縮減の手引き」(R6.3)より

図　屋側配線による無電柱化のイメージ

②迂回配線（裏配線）

無電柱化対象路線の支道（枝道）や後背道路、後背敷地を活用し、電柱、電線等を移設し、無電柱化を整備する構造手法です。

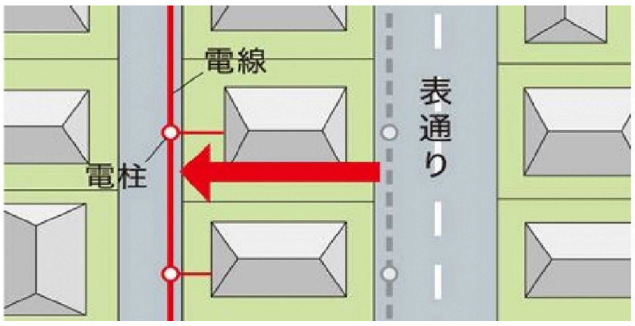

※「無電柱化のコスト縮減の手引き」(R6.3)より

図　迂回配線による無電柱化のイメージ

３）事業手法

①電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法です。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みになっています。

②自治体管路方式

地方公共団体が管路設備等を敷設する方式です。管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、電線管理者からは負担金を徴収せず、ケーブル入線に要する費用は電線管理者が負担します。構造は、電線共同溝方式とほぼ同じ管路構造が中心であり、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理します。

③単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う事業手法で、地中化に要する費用は基本的に電線管理者が負担し、設備を所有して管理します。

令和元年度より、「観光振興事業費補助金（観光庁）」で単独地中化方式を支援することができるようになっており、電線管理者が行う無電柱化への支援が拡充されてきています。

④要請者負担方式

無電柱化の要請者による負担で無電柱化を実施する事業手法であり、費用は要請者が全額負担する方式です。

3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3-1. 低コスト手法の検討

電線共同溝の整備におけるコストの高さや事業期間の長さの課題は、 電線共同溝本体の整備コストが高いことや、地下埋設物の移設や電線共同溝本体の整備などのため、何度も掘り返したり埋め戻したりすることが主な原因となっています。

このような中、国土交通省において、平成３１年３月に策定した「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）ver.2」を継承し、令和６年３月に「無電柱化のコスト縮減の手引き」が策定されました。これにより、主に浅層埋設方式、小型ボックス活用埋設方式等の管路埋設に関することだけでなく、特殊部のコンパクト化や施工方法の工夫、新技術・新工法の進展等、無電柱化全般にわたるコスト縮減に関する知見がまとめられています。

本市においても、これらの低コスト手法の導入について、国はもとより、電線管理者の協力を得ながら検討を進め、より効果的、効率的な無電柱化の整備を図ります。

3-2. 地上機器設置の工夫

地中化構造による無電柱化の整備においては、地上機器（多回路開閉器、変圧器等）の設置が必要となりますが、歩道幅員が狭小又は歩道がない路線については、道路上への地上機器の設置場所が確保出来ないため、公園等の公共用地への設置や地域住民の方々のご協力を仰ぎながら、民有地への設置も検討していきます。

また「都市景観の向上・観光の振興」の観点からも、地上機器への目隠し設置や配置位置の工夫にも配慮しながら、無電柱化の整備を図ります。

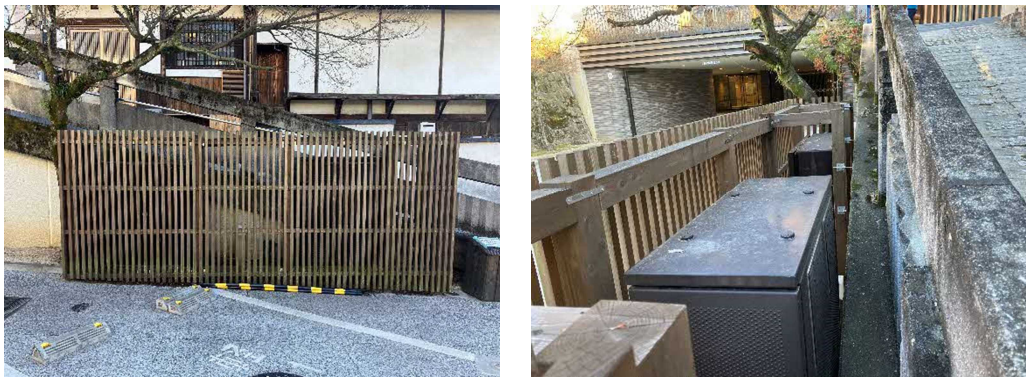

写真　地上機器の目かくし設置（宮島地区）

写真　家屋と一体化した地上機器（宮島地区）

写真　沿道家屋の庭に設置し、植栽で隠した事例（国交省 HP より）

3-3. 新設電柱の占用禁止、制限

無電柱化を推進するためには、新たな電柱設置を抑制する取り組みも重要です。道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用を制限する措置に基づき、国や広島県の実施状況を踏まえ、新設電柱の占禁止または制限について適切な運用を検討します。

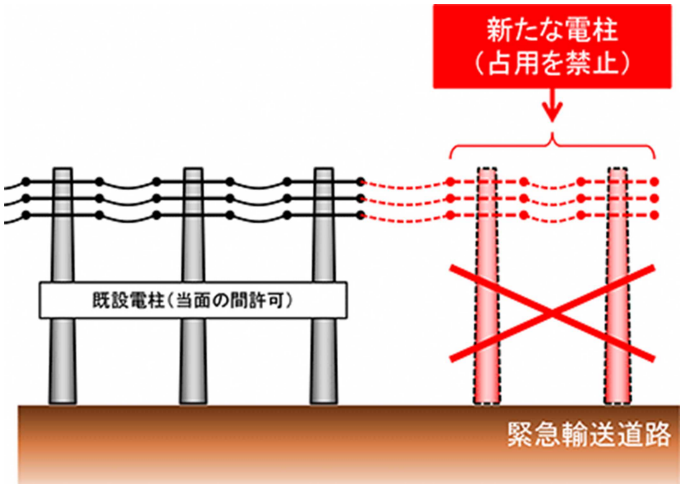

図　新設電柱の占用制限イメージ（国交省 HP より）

4. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

4-1. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め,無電柱化に関して協力が得られるよう、無電柱化の実施状況、効果について廿日市市のホームページ等を活用して無電柱化に関する広報・啓発活動を行います。

4-2. 無電柱化情報の共有

国や電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、情報共有を図ります。

5. 無電柱化の推進計画の期間と整備目標

5-1. 廿日市市における無電柱化の状況

廿日市市における無電柱化は、昭和 60 年代から関係機関の協力の下、地中化を推進してきました。市庁舎周辺の拠点地区と公共交通機関を結ぶ沿道、JR 廿日市駅周辺のまちなか居住市街地を支える歩行者・自転車が安全安心に通行できる交通環境整備や世界遺産「厳島神社」の表参道である宮島商店街等、都市の健全な発展を担う拠点地区から無電柱化に取り組んでおり、2024 年（令和 6 年）3 月末時点で市管理道路では約 7．6km の無電柱化が完了しています。

今後、宮島口周辺や「重要伝統的建築物群保存地区」に指定された宮島の無電柱化を推進していきます。

表　廿日市市無電柱化整備状況

国の計画	路線名	始点住所	終点住所	道路延長【km】	整備延長【km】	無電柱化の手法
第 5 期以前	一般国道2号	廿日市市下平良1丁目	廿日市市下平良1丁目	0.38	0.76	①電線共同溝
第 5 期以前	一般国道2号	廿日市市新宮1丁目	廿日市市新宮1丁目	0.06	0.1	①電線共同溝
第 5 期以前	厳島港厳島神社線	廿日市市宮島町浜之町	廿日市市宮島町幸町西浜	0.23	0.23	①電線共同溝
第 5 期以前	厳島公園線	廿日市市大野赤崎	廿日市市大野赤崎	0.15	0.15	①電線共同溝
第 5 期以前	有の浦魚の棚線	廿日市市宮島町北之町浜	廿日市市宮島町中之町浜	0.09	0.09	②自治体管路
第 5 期以前	有の浦大町線	廿日市市宮島町幸町西浜	廿日市市宮島町幸町西浜	0.04	0.04	②自治体管路
第 5 期以前	浜幸表線	廿日市市宮島町幸町東表	廿日市市宮島町幸町西表	0.13	0.13	②自治体管路
第 5 期以前	幸町大町線	廿日市市宮島町幸町西表	廿日市市宮島町大町	0.13	0.13	②自治体管路
第 5 期以前	有の浦大町線	廿日市市宮島町幸町東表	廿日市市宮島町南町	0.1	0.1	②自治体管路
第 5 期以前	南線	廿日市市宮島町大町	廿日市市宮島町南町	0.1	0.1	②自治体管路
第 5 期以前	南線	廿日市市宮島町南町	廿日市市宮島町南町	0.1	0.1	②自治体管路
第 5 期以前	中江大町線	廿日市市宮島町南町	廿日市市宮島町中江町	0.1	0.1	②自治体管路
第 5 期以前	中江滝線	廿日市市宮島町中江町	廿日市市宮島町滝町	0.08	0.08	②自治体管路
第 5 期以前	中江線	廿日市市宮島町中江町	廿日市市宮島町中江町	0.05	0.05	②自治体管路
第 5 期以前	中江中西線	廿日市市宮島町中江町	廿日市市宮島町中江町	0.03	0.03	②自治体管路
第 5 期以前	久保1号線	廿日市市宮島町久保町	廿日市市宮島町久保町	0.02	0.02	②自治体管路
第 5 期以前	中江線	廿日市市宮島町中江町	廿日市市宮島町中江町	0.12	0.12	②自治体管路
第 5 期以前	中江中西線	廿日市市宮島町久保町	廿日市市宮島町下中西町	0.09	0.09	②自治体管路
第 5 期以前	久保1号線	廿日市市宮島町久保町	廿日市市宮島町久保町	0.07	0.07	②自治体管路
第 5 期以前	久保2号線	廿日市市宮島町久保町	廿日市市宮島町下中西町	0.06	0.06	②自治体管路
第 5 期以前	中西線	廿日市市宮島町下中西町	廿日市市宮島町下中西町	0.06	0.06	②自治体管路
第 5 期以前	大西1号線	廿日市市宮島町東大西町	廿日市市宮島町東大西町	0.05	0.05	②自治体管路
第 5 期以前	中江滝線	廿日市市宮島町滝町	廿日市市宮島町滝町	0.21	0.21	②自治体管路
第 5 期以前	久保3号線	廿日市市宮島町久保町	廿日市市宮島町久保町	0.07	0.07	②自治体管路
第 5 期以前	滝中西線	廿日市市宮島町久保町	廿日市市宮島町久保町	0.03	0.03	②自治体管路
第 5 期以前	中西線	廿日市市宮島町上中西町	廿日市市宮島町上中西町	0.02	0.02	②自治体管路
第 5 期以前	中西線	廿日市市宮島町下中西町	廿日市市宮島町上中西町	0.15	0.15	②自治体管路
第 5 期以前	滝中西線	廿日市市宮島町上中西町	廿日市市宮島町上中西町	0.04	0.04	②自治体管路
第 5 期以前	大西1号線	廿日市市宮島町東大西町	廿日市市宮島町南大西町	0.2	0.2	②自治体管路
第 5 期以前	大西3号線	廿日市市宮島町南大西町	廿日市市宮島町南大西町	0.06	0.06	②自治体管路
第 5 期以前	大西5号線	廿日市市宮島町南大西町	廿日市市宮島町南大西町	0.05	0.05	②自治体管路
第 5 期以前	榎之窪1号線	廿日市市下平良1丁目1316－63	廿日市市平良1丁目1316－160	0.33	0.33	①電線共同溝
第 5 期以前	大西2号線	廿日市市宮島町南大西町	廿日市市宮島町北大西町	0.09	0.09	②自治体管路
第 5 期以前	大西3号線	廿日市市宮島町北大西町	廿日市市宮島町北大西町	0.05	0.05	②自治体管路
第 5 期以前	大西4号線	廿日市市宮島町西大西町	廿日市市宮島町西大西町	0.05	0.05	②自治体管路
第 5 期以前	平良駅通線	廿日市市新宮1丁目1316－25	廿日市市新宮1丁目117－1	0.26	0.52	①電線共同溝
第 5 期以前	平良佐方線	廿日市市平良山手2－20	廿日市市佐方1097番2	0.86	1.9	①電線共同溝
第 5 期以前	平良駅通線	廿日市市新宮1丁目117番1地先	廿日市市新宮1丁目143番8地先	0.08	0.16	②自治体管路
第 5 期以前	宮内串戸駅通線	廿日市市串戸4丁目437番1地先	廿日市市串戸4丁目202番1地先	0.2	0.4	①電線共同溝
第 6 期	廿日市駅通線	廿日市市廿日市2丁目	廿日市市駅前	0.07	0.15	①電線共同溝
第 6 期	駅前線	廿日市市廿日市駅前 1 番 1 号	廿日市市廿日市駅前 1 番 1 号	0.08	0.16	①電線共同溝
第 6 期	廿日市駅北通線	広島県廿日市市平良山手	広島県廿日市市平良山手	0.18	0.36	①電線共同溝
合計				5.32	7.66	

5-2. 無電柱化推進計画の期間

廿日市市の無電柱化推進計画の期間は、2024 年度（令和６年度）から 2035 年度（令和 16 年度）までの 10 年間とします。

5-3. 無電柱化の整備目標

無電柱化の整備目標は、次表のとおりとし、計画期間内での整備完了を目指します。

表　無電柱化整備計画箇所

路線名	整備箇所	整備延長(km)
浜の町西連線	宮島町浜の町 836～ 宮島町西連町 735-3	０．２６
浜幸表線	宮島町浜の町 808～ 宮島町幸町西表甲 451	０．２６
有の浦魚の棚線	宮島町有の浦 1185-1～ 宮島町魚の棚町 633	０．１８
伊勢西連線	宮島町伊勢町 787～ 宮島町西連町 701	０．０６
北表西連線	宮島町北の町 576-1～ 宮島町西連町 741-4	０．２７
大和線	宮島町西連町 682～ 宮島町魚の棚町 604-2	０．１２
西連１号線	宮島町西連町 700～ 宮島町宮島公園地先	０．０９
西連２号線	宮島町西連町 730-4～ 宮島町西連町 747-11	０．１２
桜線	宮島町中の町表 506～ 宮島町桜町 501	０．０６
港街新町線	宮島町港町 1162 番地 2～ 新町 776 番地	０．１１
赤崎３号線	宮島口一丁目１２～ 宮島口一丁目１２	０．３６

※廿日市市の実情やニーズを踏まえて、随時計画変更を実施します。